

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第45号

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
種類		単位	占用料	種類		単位	占用料
電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>830</u> 円	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>840</u> 円
	<省略>		<省略>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	<省略>		<省略>
	第1種電話柱		<u>740</u>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電話柱		<u>750</u>
	<省略>		<省略>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	<省略>		<省略>
	第3種電話柱		<u>1,600</u>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第3種電話柱		<u>1,700</u>
その他の柱類	<u>74</u>	電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	その他の柱類	<u>75</u>			
共架電線その他上空に設ける線類を設置する場合	長さ1メートル1年につき	<u>7</u>	共架電線その他上空に設ける線類を設置する場合	長さ1メートル1年につき	<u>8</u>		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>31</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>32</u>
	<省略>		<省略>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する	<省略>		<省略>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未		<u>67</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する	外径が0.1メートル以上0.15メートル未		<u>68</u>

場合	満のもの		場合	満のもの	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	89	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	90	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	130	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	140	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	310	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	320	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	外径が1メートル以上のもの	890	外径が1メートル以上のもの	900	
その他公共用物を占有する場合	<省略>	<省略>	その他公共用物を占有する場合	<省略>	<省略>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートル1月につき	230			
備考	1から6まで <省略>		備考	1から6まで <省略>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(占用料の特例)

2 平成20年4月1日前に瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成19年瀬戸市条例第30号。以下「平成19年改正条例」という。）による改正前の瀬戸市公共用物の管理に関する条例の

規定により許可を受け、平成29年4月1日において現に占用を継続しているその他公共用物（平成28年度の占用料の額が、平成19年改正条例附則第3項の規定により、この条例による改正前の瀬戸市公共用物の管理に関する条例別表第1の規定を適用して算定された占用料の額に達しているものを除く。）を占用する場合の当該その他公共用物に係る平成29年度以後の各年度の占用料の額に関する平成19年改正条例附則第3項の規定の適用については、同項中「占用料の額（以下「新占用料額」という。）」とあるのは「占用料の額」と、「改正後別表の規定にかかわらず」とあるのは「瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年瀬戸市条例第45号）の規定による改正後の瀬戸市公共用物の管理に関する条例別表第1（以下「平成28年改正別表」という。）の規定にかかわらず」とし、同項に次のただし書を加える。

ただし、調整占用料額が、平成28年改正別表の規定を適用して算定された占用料の額（以下「新占用料額」という。）を超えることとなる場合は、新占用料額とする。